「危険物の判定基準等について」の廃止について

令 和 2 年 1 2 月
航空局安全部運航安全課

1. 廃止の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針（以下「ICAO－TI」という。）に準拠して、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 86 条第1項及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第1項において原則として禁止しているが、航空法施行規則第 194 条第1項第9号並びに同条第2項第1号、第3号及び第4号に基づいて定められた「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和 58 年運輸省告示第 572 号）」において、例外として輸送許容物件及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

国際民間航空機関の理事会において承認されたICAO－TIの改正が令和3年1月1日に発効することから、これに準拠して「危険物の判定基準等について」（平成 13 年6月 29 日付国空航第 545 号）についても改正が必要となり、今般当該通達について改めて検討したところ、当該通達は輸送の技術上の基準等の解釈を示したものではなく、輸送物が危険物に該当するか否かを判定する試験方法や危険性分類の決定手順を規定したものであることから、当該通達を廃止し、最新のICAO－TIに準拠した判定基準等を反映した上で運航安全課長通達を新たに制定することとする。

2. スケジュール（予定）

廃 止：令和3年1月1日